

## 企画政策課

### 1 企画関係

#### (1) 総合計画の進捗管理

10年間の市政の羅針盤として策定した総合計画（基本構想及び基本計画）を着実に推進するため、進捗管理を行った。

##### ア 第4期実施計画の策定

基本計画で定めた施策等を効果的に推進するため、今後市として取り組む事業の内容を当初予算ベースで記載した実施計画を5月に策定した。計画期間は令和5～7年度（3年間）とし、毎年度更新を行い事業の進捗状況を把握するとともに、社会情勢、財政状況などを踏まえ計画の内容を見直す。

#### (2) 総合教育会議

教育に関する予算の編成・執行や条例の提案などの重要な権限を有する市長と、教育行政全般を担う教育委員会とが十分な意思疎通を図り、本市教育の課題やあるべき姿を共有することにより、連携して効果的に教育行政を推進していくことを目的として、「三木市総合教育会議」を設置している。令和5年5月29日に小中一貫教育の方向性を議題として開催した。

#### (3) 廃校利活用

学校再編により廃校となった学校の利活用に係る全庁的な検討を行うため、廃校利活用検討委員会を設置し検討を行った。また地域との意見交換会を開催し、廃校施設の利活用について意見交換を行った。

##### ア 廃校利活用検討委員会（庁内）の開催

廃校利活用検討委員会を2回開催し、民間公募による利活用の進捗状況及び各地域での地域案の進捗状況等を報告した。（令和5年7月10日、令和6年2月22日）

##### イ 廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会等の開催

###### (7) 旧志染中学校

地域の利活用案について、地域と意見交換を実施した。また、市街化調整区域に係る地域の利活用案の実施に向けて県と調整し、その結果を地域に報告した。（令和5年7月13日、令和6年2月27日）

###### (4) 旧星陽中学校

地域が検討を進めた利活用案の事業内容や運営方法等について協議した。

##### ウ 民間活用事業者との賃貸借契約及び売買予約契約の締結

事業者選定プロポーザルの優先交渉権者と賃貸借契約を締結した。

###### (7) 旧中吉川小学校

契約者：株式会社ハヤブサ

契約期間：令和5年11月1日から10年間

###### (4) 旧上吉川小学校

契約者：株式会社 shoichi

契約期間：令和6年4月1日から10年間

#### (4) 広域行政

近隣市町等との広域連携に伴う調整等を行った。

##### ア 播磨広域連携協議会（13市9町）

播磨地域が各市町の個性を生かしつつ連携を図り、防災や観光など広域的課題解決に向けた取組の推進により、播磨の存在感を全国に発信及び播磨地域の総合力を高めることを目的として設置。令和5年5月26日総会開催。

##### イ 神戸隣接市・町長懇話会（8市1町）

神戸市と隣接する市町が広域的な行政課題や広域行政の在り方などについて協議するとともに、市町相互の交流を通じて地域全体の広域的な発展を図るため設置。

##### ウ 播磨内陸広域行政協議会（5市1町）

播磨内陸に位置する5市1町に共通する広域的な諸問題について協議し、市町連携を図る

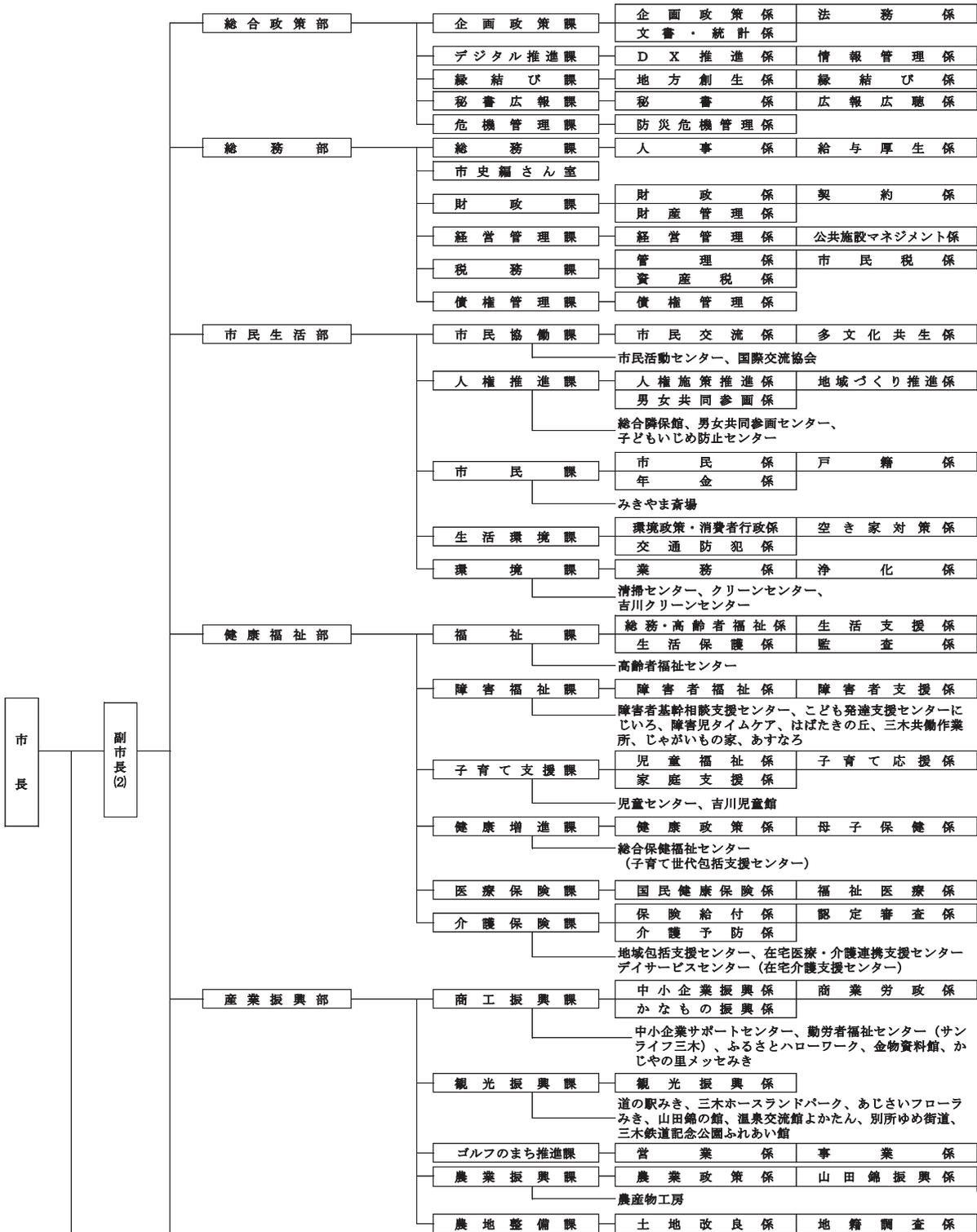
ため設置。令和5年5月26日協議会開催。

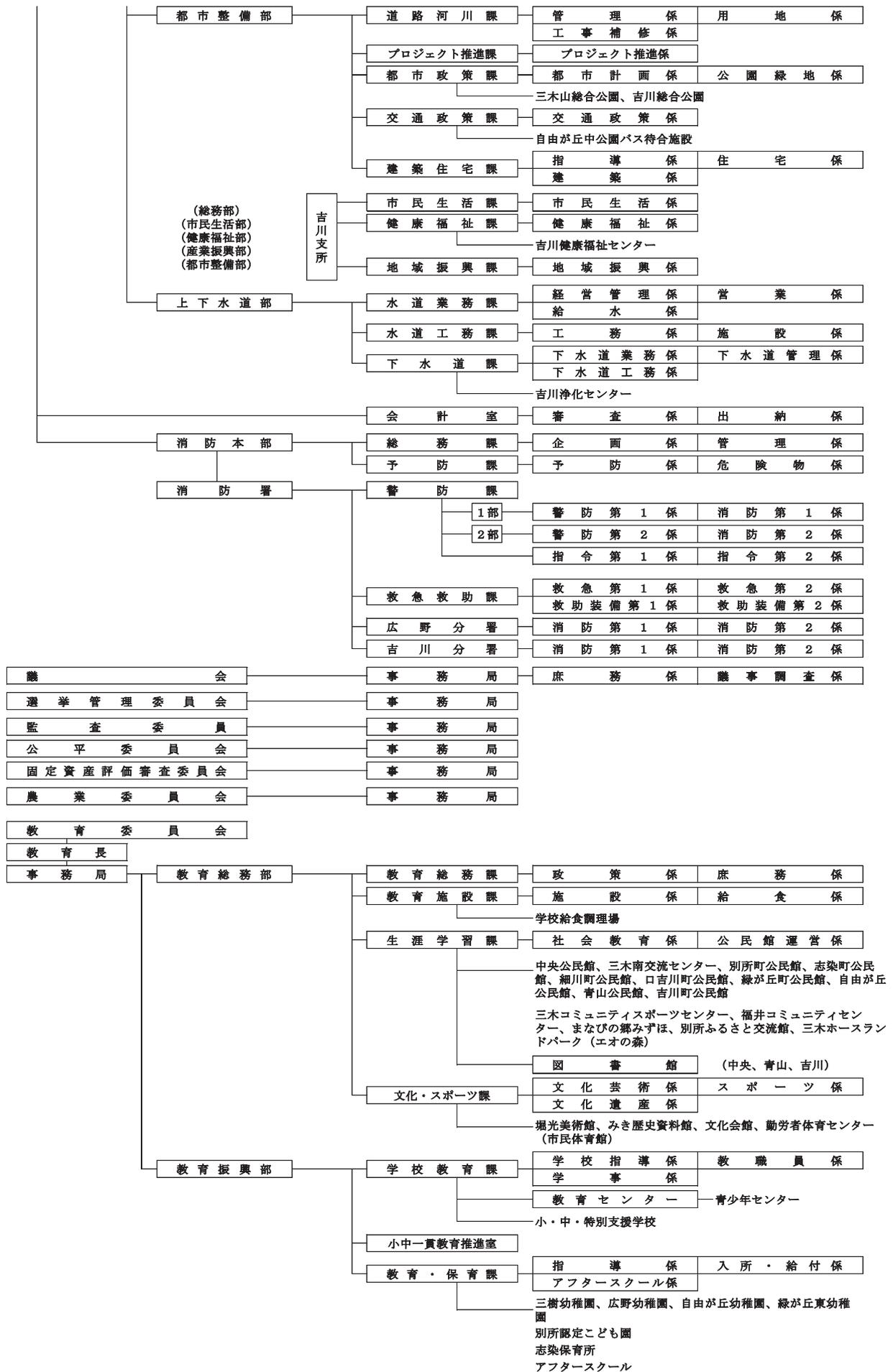
(5) 市の組織及び権限の配分

令和5年度は、農業振興施策の推進体制を強化するため、農業振興課と農地整備課の2課による体制とし、地域計画（人・農地プラン）の策定などソフト事業を農業振興課で、ほ場整備やため池整備などハード事業を農地整備課で担うこととした。

ワクチン接種対策室を廃止し、新型コロナワクチン業務を健康増進課に移管することで、感染症対策とワクチン接種を一体的に推進する体制とした。

三木市組織図（令和5年4月1日現在）





(6) 企画書及び報告書の運用

各所属から市長協議を要する事項や市長へ報告しておくべき事項として提出のあった企画書及び報告書を取りまとめ、市長へ提出した。

提出件数 2,452 件

(7) 職員提案

市民サービスの向上、市の活性化や事務事業の改善等に関する提案を奨励することにより、職員の創造的思考と改善意識の高揚並びに効率的な行政運営を図ることを目的として、職員から提案を募集し、審査・採否の決定を行った。

ア 応募件数 9 件

イ 審査結果 採用 2 件

(8) 市民意見公募手続制度の実施

三木市市民意見公募手続条例に基づき、政策形成過程における計画等の素案を公表し、市民から意見を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う市民意見公募手続制度（パブリックコメント）の適正な運用に努めた。

令和 5 年度に実施した意見募集の結果は、次のとおりである。

| 案 件 名   | 募集期間                                 | 提出された意見 |
|---|--------------------------------------|---------|
| 三木市マンション管理適正化推進計画（案）  | 令和 5 年 7 月 18 日<br>～8 月 16 日         | 0 件     |
| 三木市地域公共交通計画（案）  | 令和 5 年 10 月 24 日<br>～11 月 24 日       | 3 件     |
| 三木市多文化共生推進プラン（案）  | 令和 5 年 12 月 18 日<br>～令和 6 年 1 月 19 日 | 5 件     |
| 三木市災害廃棄物処理計画の改定（案）  | 令和 5 年 12 月 18 日<br>～令和 6 年 1 月 19 日 | 2 件     |
| 第 7 期三木市障害福祉計画・第 3 期三木市障害児福祉計画（案）                                 | 令和 5 年 12 月 22 日<br>～令和 6 年 1 月 22 日 | 7 件     |
| 三木市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（案）                                       | 令和 5 年 12 月 22 日<br>～令和 6 年 1 月 22 日 | 0 件     |
| 第 2 期三木市自殺対策計画（案）   | 令和 6 年 1 月 17 日<br>～2 月 15 日         | 0 件     |
| 第 3 期三木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）及び第 4 期三木市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案） | 令和 6 年 2 月 1 日<br>～3 月 1 日           | 0 件     |
| 第 3 次三木市中小企業振興のためのアクションプラン（案）                                     | 令和 6 年 2 月 1 日<br>～3 月 1 日           | 0 件     |

## 2 法制関係

(1) 例規の審査及び公布

条例、規則、訓令等の例規の制定、改廃について、その内容及び形式等に検討を加え、その適法性及び妥当性の確保に努めた。

令和 5 年度中に公布した条例、規則、訓令は、次のとおりである。

ア 条例 43 件

| 公布年月日     | 番号 | 条 例 名                |
|-----------|----|----------------------|
| R5. 5. 16 | 13 | 三木市議会委員会条例の一部を改正する条例 |
| R5. 6. 28 | 14 | 三木市税条例の一部を改正する条例     |

|            |    |   |
|------------|----|---|
| R5. 6. 28  | 15 | 三木市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例                     |
| R5. 6. 28  | 16 | 三木市火災予防条例の一部を改正する条例                             |
| R5. 9. 29  | 17 | 三木市の公の施設における使用料を改定する関係条例の整備に関する条例               |
| R5. 9. 29  | 18 | 督促手数料を改定する関係条例の整備に関する条例                         |
| R5. 9. 29  | 19 | 三木市市民福祉年金条例を廃止する条例                              |
| R5. 9. 29  | 20 | 三木市税条例の一部を改正する条例                                |
| R5. 9. 29  | 21 | 三木市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例                          |
| R5. 9. 29  | 22 | 三木市立体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                  |
| R5. 9. 29  | 23 | 三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例           |
| R5. 9. 29  | 24 | 三木市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                   |
| R5. 9. 29  | 25 | 三木市火災予防条例の一部を改正する条例                             |
| R5. 12. 22 | 26 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例               |
| R5. 12. 22 | 27 | 三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例                        |
| R5. 12. 22 | 28 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                      |
| R5. 12. 22 | 29 | 三木市印鑑条例の一部を改正する条例                               |
| R5. 12. 22 | 30 | 三木市空家等の適正管理に関する条例及び三木市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例      |
| R5. 12. 22 | 31 | 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                          |
| R6. 2. 22  | 1  | 三木市手数料条例の一部を改正する条例                              |
| R6. 3. 7   | 2  | 三木市税条例の一部を改正する条例                                |
| R6. 3. 27  | 3  | 三木市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例                       |
| R6. 3. 27  | 4  | 三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例           |
| R6. 3. 27  | 5  | 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例                        |
| R6. 3. 27  | 6  | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                        |
| R6. 3. 27  | 7  | 三木市手数料条例の一部を改正する条例                              |
| R6. 3. 27  | 8  | 三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例                          |
| R6. 3. 27  | 9  | 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例                |
| R6. 3. 27  | 10 | 三木市介護保険条例の一部を改正する条例                             |
| R6. 3. 27  | 11 | 三木市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例                       |
| R6. 3. 27  | 12 | 三木市企業立地促進条例の一部を改正する条例                           |
| R6. 3. 27  | 13 | 道の駅条例の一部を改正する条例                                 |
| R6. 3. 27  | 14 | 山田錦の館条例の一部を改正する条例                               |
| R6. 3. 27  | 15 | 三木市都市公園条例の一部を改正する条例                             |
| R6. 3. 27  | 16 | 三木市水道事業の設置等に関する条例及び三木市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| R6. 3. 27  | 17 | 三木市水道事業給水条例の一部を改正する条例                           |
| R6. 3. 27  | 18 | 三木市消防団条例の一部を改正する条例                              |
| R6. 3. 27  | 19 | 三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例                      |
| R6. 3. 31  | 20 | 三木市税条例の一部を改正する条例                                |
| R6. 3. 31  | 21 | 三木市都市計画税条例の一部を改正する条例                            |
| R6. 3. 31  | 22 | 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                          |
| R6. 3. 27  | 23 | 三木市議会委員会条例の一部を改正する条例                            |
| R6. 3. 27  | 24 | 三木市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例                          |

イ 規則 23件

| 公布年月日    | 番号 | 規 則 名                        |
|----------|----|------------------------------|
| R5. 8. 9 | 21 | 三木市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則 |

|            |    |   |
|------------|----|---|
| R5. 9. 29  | 23 | 三木市立保育所及び認定こども園災害補償規則                                     |
| R5. 9. 29  | 24 | 三木市市民福祉年金条例施行規則を廃止する規則                                    |
| R5. 9. 29  | 25 | 三木市火災予防規則の一部を改正する規則                                       |
| R5. 12. 22 | 26 | 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則                              |
| R5. 12. 22 | 27 | 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則                             |
| R5. 12. 22 | 28 | 三木市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則                              |
| R5. 12. 22 | 29 | 技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則                           |
| R6. 3. 27  | 1  | 三木市吉川健康福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則                             |
| R6. 3. 27  | 2  | 三木市国民健康保険出産費資金貸付条例施行規則を廃止する規則                             |
| R6. 3. 31  | 3  | 三木市特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則             |
| R6. 3. 27  | 4  | 会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則                            |
| R6. 3. 31  | 5  | 三木市消防団規則の一部を改正する規則  |
| R6. 3. 31  | 6  | 三木市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則                         |
| R6. 3. 31  | 7  | 三木市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則                                   |
| R6. 3. 31  | 8  | 三木市立認定こども園規則の一部を改正する規則                                    |
| R6. 3. 31  | 9  | 三木市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則                    |
| R6. 3. 31  | 10 | 三木市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則                   |
| R6. 3. 31  | 11 | 三木市事務分掌規則の一部を改正する規則                                       |
| R6. 3. 31  | 12 | 三木市下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則                               |
| R6. 3. 31  | 13 | 三木市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 |
| R6. 3. 31  | 14 | 三木市総合保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則                             |
| R6. 3. 27  | 15 | 三木市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則                                |

ウ 訓令 3件

| 公布年月日     | 番号 | 訓 令 名                            |
|-----------|----|----------------------------------|
| R6. 1. 24 | 1  | 三木市災害見舞金規定を廃止する訓令                |
| R6. 3. 31 | 2  | 三木市文書取扱規程及び三木市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令 |
| R6. 3. 31 | 3  | 三木市庶務管理システム運用規定を制定する訓令           |

(2) 例規のデータベースの管理

例規データベースについて、年4回の内容更新を行った。

(3) 市議会の招集及び議案の調製等

市議会定例会及び臨時会の招集に関する事務並びに提出議案、説明資料の審査及び調製を行った。

(4) 市議会定例会及び臨時会の答弁調整及び委員会資料の取りまとめ

市議会定例会及び臨時会の答弁調整に関する事務、各委員会へ提出する資料の取りまとめに関する事務を行った。

(5) 主要施策実績報告書の編集及び発行

令和4年度の主要施策実績報告書を作成し、市議会議員、各行政委員会委員及び各所属に配布するとともに、市民へ周知するため、市ホームページに掲載した。

(6) 行政不服審査会

審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場から検討することにより、裁決の客観性・公正性を高めることを目的として、「三木市行政不服審査会」を設置している。

なお、令和5年度は、行政不服審査法に基づき、市長からの諮問を受けて、三木市行政不服審査会を2回開催し、諮問案件を審議した。

(7) 法務専門員による事務事業の支援

職員が日々の業務の中で発生した法律問題に対し、適切に対処できる能力を向上させるため、法律実務に精通した弁護士資格を有する職員を法務専門員として任用し、指導、助言を行った。

また、令和5年度においては、職員の法律に係る知識の底上げを図るために法律学習支援を実施し、法務専門員による助言・解説などのサポートを受ける機会を設けることによって、自学する職員を支援した。

ア 任用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

イ 実施状況

原則として、週1回、相談日を設定し、1件1時間として5件まで相談対応している。

| 月    | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 1  | 2  | 3  | 計   |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 実施日数 | 4  | 4  | 5  | 4  | 5  | 4  | 4  | 5  | 4  | 4  | 5  | 4  | 52  |
| 実施件数 | 22 | 12 | 21 | 15 | 19 | 14 | 10 | 14 | 14 | 13 | 15 | 11 | 180 |

※ 令和4年度実施件数：141件

ウ 相談事案（内容による分類）

|   | 項目             | 件数  | 割合(%) |
|---|----------------|-----|-------|
| 1 | 契約行為に関する事      | 31  | 17    |
| 2 | 市の債権・債務に関する事   | 31  | 17    |
| 3 | サービスに関する事      | 8   | 4     |
| 4 | 個人情報・情報公開に関する事 | 10  | 6     |
| 5 | 法令等の解釈に関する事    | 68  | 38    |
| 6 | 市民対応に関する事      | 32  | 18    |
| 7 | その他            | 0   | 0     |
|   | 計              | 180 | 100   |

エ 法律学習支援実施状況

| 実施期間           | 学習分野          | 実施内容  | 参加者数   |
|----------------|---------------|---|--------|
| 6月1日<br>～3月31日 | 憲法、民法、<br>行政法 | 週1回の法務専門員による相談日に1時間、講義の時間を設け、事前に配布した教材に基づいて質問・相談を受け、解説・助言を実施した。 | 延べ219人 |

オ その他の業務

行政不服審査法に基づく審理員

| 区分 | 審理員になった事件 | 口頭意見陳述の実施 | 審理員意見書作成 |
|----|-----------|-----------|----------|
| 件数 | 1         | 1         | 5        |

(8) 顧問弁護士

法律問題及び訴訟に関する事項について、指導、助言を受けるため顧問弁護士を委嘱した。相談は随時申込みを行っており、相談ごとに報酬（10,000円/1時間）を支払った。

ア 委嘱内容

| 顧問弁護士 | 事務所・所在地   | 委嘱期間                   |
|-------|---|------------------------|
| 乗鞍 良彦 | 乗鞍法律事務所<br>神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル11階           | 令和5年4月1日<br>～令和6年3月31日 |
| 中川 勘太 | 多聞法律事務所 西元町オフィス<br>神戸市中央区相生通1丁目2番1号<br>東成ビルディング7階 | 令和5年4月1日<br>～令和6年3月31日 |

イ 相談実績

| 月    | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計  |
|------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 実施件数 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2  | 0  | 0  | 0 | 0 | 1 | 10 |
| 実施時間 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2  | 0  | 0  | 0 | 0 | 1 | 10 |

ウ 相談課室による分類

| 課室名   | 件数 | 課室名   | 件数 |
|-------|----|-------|----|
| 財政課   | 2  | 商工観光課 | 1  |
| 債権管理課 | 1  | 観光振興課 | 1  |
| 市民課   | 2  | 道路河川課 | 3  |
| 計     |    |       | 10 |

### 3 文書・統計関係

(1) 公印の管守

公印の制定、改廃の手續を行うとともに、その適正な使用及び管理に努めた。

(2) 告示・公告の管理

法令の規定等により、一般に広く知らせるため、告示（告示又は公告）すべき事項について審査の上、庁内ネットワークの公示令達番号簿により、その管理に努めた。

令和5年度中の公示件数は、告示96件、公告55件である。

(3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正運用

市が管理する情報の公開を求める市民の意思を尊重することにより、市民の市政参加を促進するとともに、市政のより公正かつ効率的な運営を図り、市民の理解と信頼を深めるため、三木市情報公開条例の適正な運用に努めた。

また、市が管理する個人情報の適正な取扱いの確保と自己の個人情報の開示及び訂正を求める個人の意思を尊重することにより、市民の基本的人権の擁護を図り、市政の公正かつ適正な運営のため、個人情報の保護に関する法律及び三木市個人情報保護法施行条例の適正な運用に努めた。

各制度の運用状況は、次のとおりである。

ア 情報公開制度

(単位：件)

| 請求件数 | 請求公文書 | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 応答拒否 | 不存在 | 審査請求 |
|------|-------|----|------|-----|------|-----|------|
| 12   | 20    | 4  | 12   | 0   | 0    | 4   | 0    |

イ 個人情報保護制度

(単位：件)

| 請求件数 | 請求公文書 | 開示 | 部分開示 | 非開示 | 応答拒否 | 不存在 | 審査請求 |
|------|-------|----|------|-----|------|-----|------|
| 38   | 44    | 9  | 31   | 1   | 0    | 3   | 0    |

(4) 審議会等の委員名簿の管理

各所属で所管する審議会等の委員について、各所属から名簿の提出を求め、企画政策課において名簿の一括管理を行った。

(5) 文書の審査及び管理等

文書の收受、配布、起案、施行及び発送など、文書の取扱いについては、三木市文書取扱規程に基づき、丁寧かつ迅速な処理に努めるとともに、文書の作成に当たっては、用字用語、形式、内容、手続等についての審査を行い、その適法性及び妥当性の確保に努めた。

紙文書については、保存文書のすべてに保存年限を設定して保存箱に収納し、庁内ネットワークにより保存文書目録を作成の上、集中書庫においてその保存箱の収納書架番号を指定し、管理している。また、保存年限を過ぎた廃棄文書や古紙などについては、資源の再利用を進めるため、再資源処理業者へ買い取り処分を委託した。

また、電子文書についても、ファイルサーバ内にある不要なデータの削減に努め、データの検索等に費やしていた時間を短縮することで業務効率化を図った。

文書の收受、発送件数等は、次のとおりである。

ア 所属別文書の收受発送件数（市長部局のみ）

(単位：件)

| 課（室）名   | 件数  | 課（室）名 | 件数    | 課（室）名     | 件数  |
|---------|-----|-------|-------|-----------|-----|
| 企画政策課   | 438 | 生活環境課 | 1,411 | プロジェクト推進課 | 96  |
| デジタル推進課 | 10  | 環境課   | 426   | 都市政策課     | 207 |
| 縁結び課    | 155 | 福祉課   | 697   | 交通政策課     | 109 |

|        |       |           |       |                |        |
|--------|-------|-----------|-------|----------------|--------|
| 秘書広報課  | 177   | 障害福祉課     | 1,795 | 建築住宅課          | 422    |
| 危機管理課  | 211   | 子育て支援課    | 479   | 吉川支所市民生活課      | 58     |
| 総務課    | 147   | 健康増進課     | 376   | 吉川支所健康福祉課      | 62     |
| 市史編さん室 | 46    | 医療保険課     | 823   | 吉川支所地域振興課      | 50     |
| 財政課    | 360   | 介護保険課     | 707   | 会計室            | 29     |
| 経営管理課  | 9     | 商工振興課     | 276   | 水道業務課<br>水道工務課 | 295    |
| 税務課    | 338   | 観光振興課     | 40    | 下水道課           | 190    |
| 債権管理課  | 43    | ゴルフのまち推進課 | 17    | 合 計            | 14,309 |
| 市民協働課  | 123   | 農地整備課     | 274   |                |        |
| 人権推進課  | 241   | 農業振興課     | 505   |                |        |
| 市民課    | 1,208 | 道路河川課     | 1,459 |                |        |

イ 郵便発送件数及び料金

(単位：件、円)

| 月別 | 三 木 局    |            | 三 木 吉 川 局 |           | 合 計      |            |
|----|----------|------------|-----------|-----------|----------|------------|
|    | 発送<br>件数 | 郵便<br>料金   | 発送<br>件数  | 郵便<br>料金  | 発送<br>件数 | 郵便<br>料金   |
| 4  | 125,043  | 9,605,097  | 3,101     | 207,436   | 128,144  | 9,812,533  |
| 5  | 69,509   | 7,056,973  | 2,752     | 172,926   | 72,261   | 7,229,899  |
| 6  | 97,357   | 7,552,648  | 1,444     | 99,384    | 98,801   | 7,652,032  |
| 7  | 108,319  | 7,887,554  | 5,839     | 401,030   | 114,158  | 8,288,584  |
| 8  | 48,136   | 3,853,393  | 88        | 9,162     | 48,224   | 3,862,555  |
| 9  | 104,088  | 7,569,029  | 7         | 964       | 104,095  | 7,569,993  |
| 10 | 40,804   | 3,701,923  | 24        | 3,360     | 40,828   | 3,705,283  |
| 11 | 41,928   | 3,259,529  | 112       | 12,720    | 42,040   | 3,272,249  |
| 12 | 49,597   | 4,502,800  | 33        | 3,498     | 49,630   | 4,506,298  |
| 1  | 77,205   | 5,625,020  | 42        | 4,050     | 77,247   | 5,629,070  |
| 2  | 34,925   | 2,876,250  | 21        | 3,324     | 34,946   | 2,879,574  |
| 3  | 71,887   | 5,367,806  | 2,238     | 186,187   | 74,125   | 5,553,993  |
| 合計 | 868,798  | 68,858,022 | 15,701    | 1,104,041 | 884,499  | 69,962,063 |

(6) 事務機器の管理等

印刷機（2台）及び複写機（27台）について、賃貸借契約を締結し、その適正使用並びに経費節減に努めた。

使用状況等は、次のとおりである。

ア 印刷機使用状況（本庁舎分）

| 月別 | 製版枚数 | 印刷枚数    | インク・<br>マスター代金<br>(円) | リース料金<br>(2台) (円) | 合計料金<br>(円) |
|----|------|---------|-----------------------|-------------------|-------------|
| 4  | 360  | 138,532 | 0                     | 28,050            | 28,050      |
| 5  | 558  | 130,638 | 0                     | 28,050            | 28,050      |
| 6  | 305  | 100,048 | 0                     | 28,050            | 28,050      |
| 7  | 530  | 173,450 | 0                     | 28,050            | 28,050      |
| 8  | 272  | 87,580  | 0                     | 28,050            | 28,050      |
| 9  | 261  | 84,543  | 0                     | 28,050            | 28,050      |
| 10 | 546  | 120,100 | 0                     | 28,050            | 28,050      |
| 11 | 180  | 80,971  | 0                     | 28,050            | 28,050      |
| 12 | 161  | 42,212  | 0                     | 28,050            | 28,050      |

|    |       |           |         |         |         |
|----|-------|-----------|---------|---------|---------|
| 1  | 298   | 90,133    | 140,030 | 28,050  | 168,080 |
| 2  | 345   | 99,368    | 0       | 28,050  | 28,050  |
| 3  | 275   | 113,799   | 140,030 | 28,050  | 168,080 |
| 合計 | 4,091 | 1,261,374 | 280,060 | 336,600 | 616,660 |

イ 複写機使用状況

| 月別 | 本庁舎分<br>(モノクロ11台、カラー14台) |           |             |           | 吉川支所分<br>(カラー2台) |           |
|----|--------------------------|-----------|-------------|-----------|------------------|-----------|
|    | 枚数<br>(モノクロ)             | 料金<br>(円) | 枚数<br>(カラー) | 料金<br>(円) | 枚数               | 料金<br>(円) |
| 4  | 507,070                  | 533,485   | 84,203      | 595,389   | 11,479           | 23,474    |
| 5  | 370,862                  | 388,304   | 65,795      | 472,041   | 7,327            | 13,538    |
| 6  | 395,650                  | 414,141   | 88,403      | 632,133   | 11,541           | 28,313    |
| 7  | 319,106                  | 335,255   | 141,653     | 1,012,175 | 13,424           | 41,508    |
| 8  | 261,216                  | 273,648   | 84,982      | 603,604   | 8,143            | 16,763    |
| 9  | 266,597                  | 278,535   | 70,428      | 498,077   | 7,804            | 18,907    |
| 10 | 261,340                  | 273,757   | 61,274      | 430,712   | 8,598            | 15,465    |
| 11 | 259,370                  | 273,425   | 70,018      | 494,066   | 9,395            | 19,537    |
| 12 | 252,903                  | 265,288   | 66,349      | 463,243   | 6,813            | 13,308    |
| 1  | 259,191                  | 274,189   | 56,283      | 383,964   | 7,222            | 14,486    |
| 2  | 316,658                  | 333,726   | 86,803      | 603,553   | 11,581           | 29,061    |
| 3  | 264,763                  | 276,191   | 54,065      | 375,395   | 10,336           | 23,499    |
| 合計 | 3,734,726                | 3,919,944 | 930,256     | 6,564,352 | 113,663          | 257,859   |

(7) 三木市有宝蔵文書の販売

市宝蔵に保管している市有古文書の翻刻・出版事務は、平成13年度までに完結し、出版した全8巻を販売している。

令和5年度の巻別販売状況は、次のとおりである。 (単位：部)

| 巻名   | 第1巻 | 第2巻 | 第3巻 | 第4巻 | 第5巻 | 第6巻 | 第7巻 | 別巻 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 販売部数 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1  |

(8) 兵庫県統計協会関係

統計思想の普及を図り、統計事務の改善に寄与することを目的に、次のとおり調査研究を行った。一部、書面にて協議を行った。

| 年月日       | 事項         | 会場          |
|-----------|------------|-------------|
| 令和5年5月19日 | 兵庫県統計協会理事会 | 兵庫県民会館      |
| 令和5年4月28日 | 第1回市部統計協議会 | 兵庫県立但馬長寿の郷  |
| -         | 第2回市部統計協議会 | (非開催、メール協議) |

(9) 近畿都市統計協議会関係

近畿都市統計関係職員相互の連絡調整及び都市統計活動の充実を図るため、次のとおり協議を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、総会及び要望は書面で行い、統計講習会はオンライン開催となった。

| 年月日                       | 事項     | 会場                                   |
|---------------------------|--------|--------------------------------------|
| 令和5年5月19日                 | 第72回総会 | (書面開催)                               |
| 令和6年1月15日                 | 中央要望会  | (書面にて要望)<br>総務省統計局<br>経済産業省<br>農林水産省 |
| 令和5年6月1日から<br>令和5年6月21日まで | 統計講習会  | オンデマンド型                              |

(10) 統計調査員等の表彰

厚生労働統計功労者功績表彰（団体表彰） 1 事業所

(11) 令和 5 年版三木市統計書の発行

平成 30 年から令和 4 年までの三木市の人口、経済、産業、文化等各分野の基本的な資料を収録した統計書を発行し、関係機関等に配布した。

仕様及び発行部数 『三木市統計書』 製本 A4 版 50 部

(12) 人口統計

住民基本台帳に基づく地区別の人口及び世帯数を各月末日現在で集計した。また、地区別、年齢別人口を各月末日現在で集計した。

(13) 三木市ホームページへの統計関係掲載

毎月集計している人口、世帯数、年齢・地区別人口及び三木市統計書をホームページに掲載した。

(14) 労働力調査等の調査員の推薦

延べ 7 人の調査員を兵庫県に推薦した。

(15) 住宅・土地統計調査

|        |                    |
|--------|--------------------|
| ア 調査区域 | 152 調査区 (2,406 世帯) |
| イ 調査員数 | 58 人               |
| ウ 指導員数 | 11 人               |
| エ 調査期日 | 令和 5 年 10 月 1 日    |